

第2号様式（第8条関係）

(表)

水洗化等改造資金融資借入申請書

年 月 日

(宛先)取扱金融機関 様

申請者 (借受人) 住 所  
氏 名 印  
生年月日  
勤 務 先  
電話番号 自 宅  
勤務先

水洗化等改造資金の融資を受けたいので、出水市水洗化等改造資金融資あっせんに関する規程第8条の規定により申請します。

借入希望額	円	自己資金	円	
借入確定額	※ 円	(金融機関記入欄ですので、記入しないでください。)		
工事見積額	円	施工業者		
借入希望日	年 月 日	償還回数	回	
融 資 利 率	年 パーセント			
償 還 方 法	借入れの翌月から元金均等月賦払			
毎月の償還	※ 円	償還日	毎月 日	
設 置 場 所	出水市			
連 帯 保 証 人	住 所	出水市		
	氏 名		電 話	
	勤務先		電 話	
	宅 地	1 自己所有 2 借地	申 請 者 と の 関 係	
	家 屋	1 自己所有 2 借家		

(裏)

融資条件

- 1 借入金は、水洗化改造工事及び排水設備改造工事に要する費用以外のものに充ててはなりません。
- 2 水洗化等改造資金融資あっせんの決定通知日から60日以内に当該工事が完成しなければ、融資の決定は取り消されます。
- 3 融資を受けた者又は連帯保証人が死亡若しくは住所の変更その他身分又は財産上の重大な変更が生じたときは、速やかに届け出てください。
- 4 償還を怠ったとき、虚偽の申請があったとき、水洗化工事又は排水設備改造工事をした家屋を他人に譲渡し、転借し、若しくは撤去したときは、融資金の全部を繰り上げて償還していただきます。
- 5 償還期限後に納付される場合は、延滞金が加算されます。
- 6 保証人は、借受者と連帯してその負債を負担しなければなりません。
- 7 償還方法は、原則として預金自動振替払とします。  
なお、預金口座のない場合は、預金口座を開設してください。
- 8 資金の融資は、申請者の当該工事に係る施工業者に対する委任状に基づき、施工業者に振り込むことによって実行されます。